

自治会・町内会の活動で、地域の絆を感じてみませんか？



京都市では、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指して、「地域コミュニティ活性化推進条例」（平成24年4月1日施行）に基づき、自治会・町内会や学区自治組織（自治連合会等）を中心とする地域活動を応援しています。



お住まいのマンション内で自治会を設立しませんか？

＼ 助成制度あり! ／

分譲マンションにお住まいの方で、マンション内に自治会を設立することをお考えの場合は、まずは管理組合で話し合いをお願いします。

※自治会設立の流れや助成制度については、裏面をご覧ください。

地域の自治会・町内会に加入しませんか？

＼ 賃貸マンションの方も! ／

地域の自治会・町内会に加入を希望される場合は、まずは同じ町内の加入者の方にご相談ください。

ご近所に加入者のお知り合いがいない場合、右のページから京都市にご相談いただくことも可能です。



マンションでの絆づくりを応援しています。

～ マンションに自治会を設立するには ～

京都では、「学区」と呼ばれる地域活動単位で運動会、敬老行事、防災訓練など様々な活動が活発に行われています。マンションにお住まいの方がそうした活動に参加するためには、自治会・町内会として学区との連携が大切です。

【自治会設立の標準的な手順】

- ① 設立準備組織を作る（管理組合母体、住民有志など）
- ↓
- ② 学区自治連合会等に相談（学区の活動内容、分担金など）
- ↓
- ③ 自治会の運営、活動の案を全住民に提示して意見聴取と加入呼び掛け
- ↓
- ④ 設立総会開催案内と加入申込書を全住民に配布
- ↓
- ⑤ 設立総会で規約、事業計画、役員等を決定
自治会発足



助成制度のご案内

京都市では、自治会・町内会の設立や、学区や自治会・町内会等による地域コミュニティの活性化の取組に助成しています。

自治会設立に向けての会議費や資料印刷代などに助成金が活用できます。



■ 助成制度の概要

対象事業：自治会・町内会の加入啓発、町内会設立事業等

助成額：上限 10 万円（2 回目は 5 万円）

助成率：事業内容に応じて、助成対象経費の 3 分の 2

（人件費、飲食費等は助成対象外）

※予算の範囲内で交付（先着順）

マンション自治会がある場合も、加入促進に向けた問題（加入をよびかけるチラシの作成等）やマンションと周辺自治会との交流事業等が助成金の対象となりますので、是非ご活用ください。

自治会・町内会活動に
悩んだ時は、ご相談
ください！



京都市 地域コミュニティサポートセンター

自治会・町内会のことなど、
地域コミュニティに関する
総合窓口です。

- 場 所：京都市文化市民局地域自治推進室
（分庁舎地下 1 階）
- 電 話：075-222-3098
- F A X：075-222-3042
- Eメール：chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp

● 自治会・町内会 & NPO
おうえんポータル案内

『京の学区案内』などお役立ち情報満載！



<このリーフレットについてのお問合せ先>
京都市文化市民局地域自治推進室 ☎075-222-3049
令和 8 年 5 月発行 京都市印刷物第 0 8 0 9 4 3 号